

資料①

新型コロナウイルス関連施策

～目次～

1. 市内の企業及び個人事業主等を対象とする支援制度

◆助成・給付に関するもの……………1～3

◆融資に関するもの……………4

◆税の申告等の延長に関するもの……………5

◆相談窓口(経営相談)

1. 市内の企業及び個人事業主等を対象とする支援制度

◆助成・給付に関するもの

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	雇用調整助成金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。</p> <p>【助成率、日額上限】 10/10、上限15,000円(最大) ※助成率、日額上限は事業所規模や雇用状況等によって変わります。</p> <p>【緊急対応期間】 令和2年4月1日～令和3年6月30日</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)</p>	<p>大分労働局大分助成金センター ☎097-535-2100</p> <p>ハローワーク日田 ☎22-8609</p>
2	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p> <p>【申請期限】 令和3年9月30日まで</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支給なし)した中小企業の労働者のうち、その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方</p>	<p>厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ☎0120-221-276</p>
3	大分県中小企業・小規模事業者応援金給付事業	<p>売上げが減少しながらも事業の継続、雇用の維持や「新しい生活様式」の実践に取り組む県内の法人や個人事業主に応援金を給付します。</p> <p>【交付額】 ○対象者の(1)に該当する者 ・法人:70万円 ・個人事業者:35万円 ○対象者の(2)に該当する者 ・35万円 ○対象者の(3)に該当する者(追加給付) ・法人:20万円 ・個人事業者:10万円 ・令和2年1月1日以降の創業者のうち、持続化補助金の採択を受けた者:10万円【申請期限】 令和3年6月30日まで</p>	<p>(1)新型コロナウイルス関連の制度資金や公庫融資を受けた者 (2)令和2年1月1日以降に創業した事業者のうち小規模持続化補助金等の採択・大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の交付決定通知を受けた者 (3)応援金の交付申請を令和3年2月13日までにし、給付を受けた事業者</p>	<p>大分県中小企業・小規模事業者応援金(コールセンター) ☎050-6865-7016</p>
4	営業時間短縮要請協力金	<p>新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、県内全域において、飲食店等を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請を行い、要請に応じた方に協力金を給付します。</p> <p>【給付要件】 ・通常時において、夜21時から朝5時までの時間帯に営業を行っていること ・要請期間中において、時短要請に依拠していない日がないこと ・業種別ガイドラインを遵守していること ・お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと</p> <p>【要請期間】 日田市:令和3年5月14日0時～5月31日24時(18日間) ※やむを得ない場合は、5月17日(月)から</p> <p>【給付金額】 1日当たり給付額×時短要請に応じた日数</p>	<p>飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等</p>	<p>大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 ☎097-506-3283</p>

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
5	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者を助成します。 【支給額】 休業中に支払った賃金相当額×10/10 【日額上限】15,000円 【申請期限】 令和3年6月30日まで	労働基準法の年次休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 (厚生労働省委託)
6	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。 【支給額】 就業できなかった日について1日あたり7,500円(定額) 【申請期限】 令和3年6月30日まで	・個人で就業する予定であった方 ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの方	
7	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付されます。 給付額:【中小法人等】 上限60万円 【個人事業者等】 上限30万円 申請期間:令和3年3月8日～5月31日 ※一時支援金申請は、電子申請となります。電子申請が困難な方は、申請サポート会場にて補助員が電子申請のサポートしています。 大分会場は、大分市府内町1-4-28 大分センチュリーホテルのみです。	緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響をうけており、令和元年比又は令和2年比で、令和3年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少している者	一時支援金事務局相談窓口【申請者専用】 ☎0120-211-240 【登録確認機関専用】 ☎0120-886-140
8	緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和 月次支援金	2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます。 給付額:【中小法人等】 上限20万円 【個人事業者等】 上限10万円 申請期間:詳細が決まり次第、別途公表	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している者	月次支援金事務局相談窓口【申請者専用】 ☎0120-211-240

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
⑨	中小企業者等緊急支援金事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売 上高が大きく減少し、厳しい経営を強いられてい る事業者の皆さまに緊急支援を行います。</p> <p>給付金額:1律20万円 申請期限:令和3年5月31日 給付要件:令和2年12月～令和3年2月までの 期間のうち任意の1か月の売上高が同月と比較 して50%以上の割合で減少していること。 ※新規創業者等で前年同月の比較が困難な 場合は、ご相談ください。</p>	市内に本店又は主たる事業拠 点を有する法人又は市内で事業を 営む個人事業主	日田市 企業支援窓口 ☎22-8340
⑩	中小企業者等賃料補助事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売 上高が大きく減少し、厳しい経営を強いられてい る事業者の皆さまに、事業の継続に必要な賃料 の一部を補助します。</p> <p>【補助対象】 日田市内で賃借している事業用の建物・土地の 賃料(令和3年4月～7月支払い分)</p> <p>【補助額】 1物件につき月額賃料の4/5、上限6万4千円 (最長4か月) ※複数の契約がある場合、1事業者あたりの補 助月額の上限は20万円</p> <p>【給付要件】 令和2年12月～令和3年2月までの期間のうち 任意の1か月の売上高が同月と比較して50% 以上の割合で減少していること。 ※新規創業者等で前年同月の比較が困難な 場合は、ご相談ください。</p>	市内に本店又は主たる事業拠 点を有する法人又は市内で事業を 営む個人事業主	日田市 企業支援窓口 ☎22-8340
⑪	自己所有物件事業者 支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売 上高が大きく減少し、厳しい経営を強いられてい る事業者の皆さまに、自己所有物件の維持管 理に対する支援を行います。</p> <p>支援金額:1律10万円 申請期限:令和3年5月31日 交付要件:「中小企業者等緊急支援金」の要件 を満たし、市内に本社、本店その他事業拠点、 事業所となる建物を所有し、当該建物において 事業を営んでいること。</p>	市内に本店又は主たる事業拠 点を有する法人又は市内で事業を 営む個人事業主	日田市 企業支援窓口 ☎22-8340

◆融資に関するもの

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	国 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	<p>日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。 (国民生活事業の場合) 【限度額】8,000万円以内 【融資期間】 設備資金20年以内(据置5年以内) 運転資金15年以内(据置5年以内) 【利率】 4,000万円以内の部分1.36%→0.46% 4,000万円を超える部分 基準金利</p> <p>※特別利子補給制度 個人事業主、小規模事業者(売上高15%減少)、中小企業者(売上高20%減少)については、借入後当初3年間は利子補給により実質無利子になります。</p>	<p>・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次の①から③のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高</p>	<p>【申込】 日本政策金融公庫 別府支店 ☎0977-25-1151</p>
2	大分県 「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けている中小企業の方を支援するための融資制度です。 【限度額】16,000万円以内 【融資期間】10年以内(据置2年以内) 【利率】1.3% 【保証料】0~0.35% 【取扱期間】令和3年6月30日保証申込まで</p>	<p>県内で、同一の事業を継続して6ヶ月以上行っており、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる事業者</p>	<p>【申込】 市内金融機関</p> <p>大分県 商工観光労働部経営創造・金融課 ☎097-506-3226</p>
③	セーフティネット保証の認定	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p>	<p>【4号】 最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p> <p>【5号】 国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者</p>	<p>日田市 新型コロナウイルス関連総合相談窓口 ☎22-8243</p> <p>日田市 商工労政課 ☎22-8239</p>
④	危機関連保証の認定	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証が利用可能となります。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p>	<p>最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>	

◆税の申告等の延長に関するもの(猶予)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
①	法人市民税の申告・納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができない場合には、申請により期限の個別延長ができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある法人	日田市 税務課 税制窓口係 ☎22-8397

◆相談窓口(経営相談)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
①	経営相談全般	新型コロナウイルス関連をはじめ、経営課題や創業相談など、中小企業支援コーディネーターが相談に応じます。 ※事前の電話予約が必要です。	中小企業・小規模事業者、創業を考えている方	日田市 ビジネスサポートセンター ☎28-5520